

喜多見行正著「歯科医業と法律全」(大正8年3月)について^{*1}

日本大学松戸歯学部 加来 洋子 卯田 昭夫 石橋 肇
山口 秀紀 渋谷 鉦 谷津 三雄^{*2}

要旨：喜多見行正著「歯科医業と法律全」(大正8年3月)を参考資料とし、当時の歯科界の事情について考察を加えた。本書は医療と歯科医療、医業と歯科医業について詳しく論じるとともに、歯科関係の法規、規則等についても記載されていた。明治39年(1906年)に歯科医師法が成立したが、本書発行の大正8年(1919年)までの歯科医師は医師との対峙からその苦労の様子がうかがえる。著者喜多見行正は医歯二元論から歯科医師の地位向上を願っていたことを知る。

キーワード：歯科医業、歯科医療、社会歯科学、医歯一元論、

Abstract : It was examined about the holding "The Dental profession and low" written by Yukimasa Kitami in 1919. The dental practice and dental profession was considered in detail, the regulations and the rules have been described. Dental practitioner law was approved in 1906, but the hardship was imaginable until 1919. He wishes the dentist's position improvement through the monism for medical and dental science.

Key words : dental profession, dental practice, the monism for medical and dental science, social dentistry

I. はじめに

喜多見行正の人物像について榊原悠紀田郎著「歯記列伝」¹⁾に「在野のアクティブな臨床家、社会歯科学の先駆者」とある。明治13年(1880年)生まれで、明治38年、25歳で東京歯科医学院に入学し、在学中に東京歯科医学専門学校となったため、卒業は別科の第1回生になっている。卒業後、東京養育院に就職しながら東京歯科医学専門学校(東京歯科医専)にも籍をおいていた。

大正元年(1912年)には、「青年歯科医倶楽部」を結成したが、翌年に東京歯科医専を突如退職し大阪で開業している。大阪においては「而立会」なるスタディーグループを作り活動し、大正3年(1914年)8月発行の歯科学報、第19巻8号²⁾には、この「而立会」について「大阪市に於ける青年歯科医師の団結たる同会は去月12日、第一回総会を開催し、議事に「非歯科医師取り締まり方法について討議し、役員選挙を行い喜多見行正、梅田次郎七、河原義豪三氏理事に当選せらる」とあり、講演が行われ、喜多見は「医師及び歯科医師出張所設置の利害を論ず」と題して行っている。

今回、喜多見行正が大正8年(1919年)3月に著した「歯科医業と法律全」(大阪、歯海公論社)について摘録した。

^{*1} "The Dental profession and low" written by Yukimasa Kitami on 1919

^{*2} Nihon University School of Dentistry at Matsudo Yohko KAKU, Akio UDA, Hajime ISHIBASHI, Hidenori YAMAGUCHI, Koh SHIBUTANI and Mitsuo YATSU

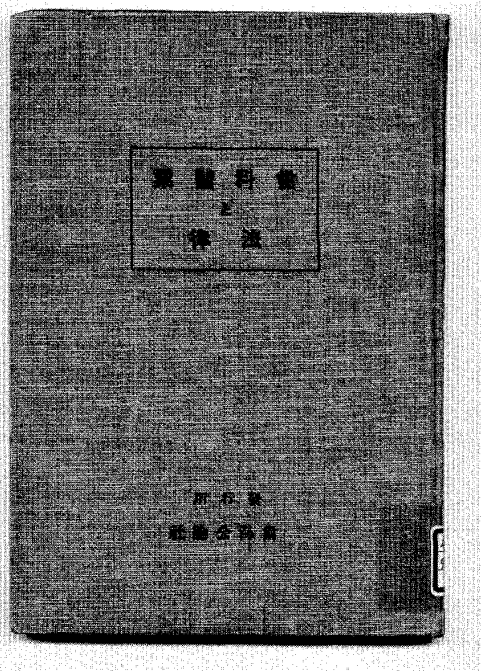


図 1 歯科医療と法律全

(大正 8 年 3 月 1 日印刷 大正 8 年 3 月 5 日発行)
発行所 歯海公論社 (大阪)

II. 資料

「歯科医業と法律全」は総ページ数 136 ページ、縦 25 cm、横 15 cm の小冊子である (図 1)。目次から 10 個の大項目からなっていることを知る (図 2)。さらに、附録として「歯科医師法と医師法」「医師歯科専門標榜其他に関する件」「歯科医師法施行規則と医師法施行規則」……「歯科医師会に医師会規則を適用する件」「医術開業試験規則」など 9 項目が加えられている。

III. 内容および考察

自序には以下のように記されている。

「歯科医学は歯牙を中心として其の隣接組織器関の疾病の予防、原因病理、救治、補綴等を攻究するところの学問なり。歯科医師は之れ等学術的の知識と技能を有し且つ之れを実際に応用して国民の保健を企図するところの学理的高等業務を以て職とするものなり、換言すれば国民の健康を維持し国家の民福を増進するところの公益的職業なり、而して歯科医学の研鑽攻究は歯科学界に於て討議研究すべきものなるも此の学術を一般公衆に施すところの歯科医業に至りては全く社会と相触

目次	
第一、醫師と齒科醫師との關係	一、齒科醫師の地位
第二、齒科醫師の資格	一、齒科醫師の資格
第三、齒科醫師の業務	一、齒科醫師の業務
第四、齒科醫師の法律上の地位	一、齒科醫師の法律上の地位
第五、齒科醫師の法律上の地位	一、齒科醫師の法律上の地位
第六、齒科醫師の法律上の地位	一、齒科醫師の法律上の地位
第七、齒科醫師の法律上の地位	一、齒科醫師の法律上の地位
第八、齒科醫師の法律上の地位	一、齒科醫師の法律上の地位
第九、再度齒科學生登録問題	一、再度齒科學生登録問題

図 2 本書目次

接するに至るものなり、此所に於てか一般公衆に対して歯科医術を施すところの歯科医師は歯科医学乃至は歯科医業と社会或は自己と社会との交渉に就て慎重なる注意を必要とするものなり、即ち歯科医事に関する法律制度其他経済殊に歯科医療材料上の経済関係等に亘て研鑽顧慮する事極めて緊要なり、然るに若し歯科医師にして之れ等社会との交渉を疎にし或は全く忘却して歯科医業乃至は歯科的診療の何物なるかを知らずして歯科医業に従事するものありとせば歯科界を毒する事他に其の類例あるを知らず而も其害毒は一般に及し遂には自己を毒するに至るものなり、之れを要するに其の罪は歯科医業と社会の交渉を忘却或は無視したるに因るものなり、されば歯科医師が歯科医業本来の真意義を発揮するには歯科医業なる社会現象を規律するところの此の歯科医事法制に就き充分に観念悟得する事肝要なり。本書は余が時に触れ機に臨み研究且つは開陳したる愚見の舊稿を集彙して一本となしたるものなるが故に其の文体一致せず且つ重複せるところあらんも幸に歯科医事法制上の観念悟得の一助とならば余の幸甚とすところなり」

歯科医学、歯科医療および歯科医業の関係について明快に述べるとともに、学問探究とその裏付けが必要であり、社会との繋がりも考えなければならないことも力説している。

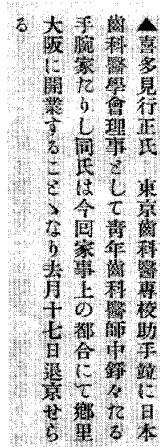
さらに、これまで多方面で論じてきたことをまとめたものであることがわかり、表 1 に示したように第一、医師と歯科医師との関係と第二、織田法学博士の医師法疑問の一つについては、大正 2 年 (1913 年) の歯科学報 18 (10) に「織田法学博士ノ医師法疑問ノ一二就テ (医師ト歯科医師トノ

表 1 本書の目次と初出

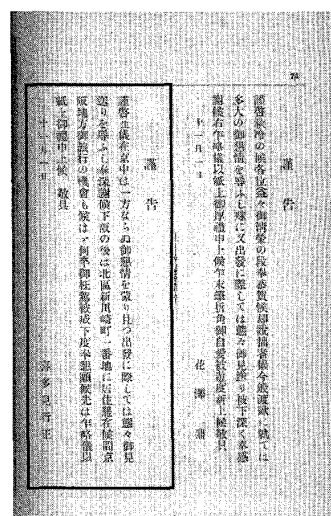
歯科医業と法律全 目次	初出
第一、医師と歯科医師との関係	織田法学博士ノ医師法疑問ノ一ニ就テ（医師ト歯科医師トノ関係）：歯科学報 18（10），大正 2 年 10 月
第二、織田法学博士の医師法疑問の一つについて	
第三、貧民救療問題中歯科医業重要な先決問題	
第四、歯科と貧民救療	歯科ト貧民救療ニ就テ：歯科学報 16（9），明治 44 年 9 月
第五、歯科医師法違犯被告事件の判決について	
第六、医師法違犯事件に関する諮問及び之に対する回答に就いて	
第七、吾人歯科医師は特に歯牙清掃部なるものを設置するの必要あるや	喜多見，木多村「歯牙清掃部特設に関する建議書」を提出するが拒否される（大正 2 年 3 月 27 日第 5 回東京市歯科医師会定期総会
第八、歯科学学生登録の必要性を論ず	
第九、再度歯科学学生登録論	
第十、抜歯致死事件について	
附録	

関係)」³⁾が初稿である。また、第四、齒科と貧民救療は「齒科ト貧民救療ニ就テ」齒科学報 16 (9)、明治 44 年 (1911 年)⁴⁾に初稿がみられる。第七、吾人齒科医師は特に齒牙清掃部なるものを設置するの必要あるや、の項は大正 2 年 3 月 27 日第 5 回東京市齒科医師会定期總會において喜多見、木多村「齒牙清掃部特設に関する建議書」を提出するが拒否されるという史実があったようである⁵⁾。

明治末期から大正初期の東京市歯科医師会の記録⁵⁾からまとめたものを示した(表2)。日露戦争の勝利と韓国併合というものの、貧富の格差が広がり労働者の階級闘争が行われるなど不景気風が蔓延していた時代でもあった。そのなかで、「青年歯科倶楽部」の創設や「医師が行う歯科医業に対しての建議書」に対する賛同表明、「歯牙清掃部特設に関する建議書」などの提出を行う社会活動家の一面が覗かれる。また、東京都歯科医師会七十年史⁵⁾には青年歯科倶楽部の記載は全くみられないとともに、喜多見行正自身の退職の公示が歯科学報⁶⁾に掲載されていた(図3)。歯科医師会上層部にとって、やや煙たい存在であったのかもしれない。



P69



P74

図 3 歯科学報に掲載された退職・御礼
歯科学報 18 (11), 大正 2 年 (1913 年) 11 月

第一、医師と歯科医師との関係

「歯科医学を修行する者にして歯科医学の何たるを解せず歯科医師にして歯科医師の何たるを了解せざる者あらんか、所謂論語読者の論語識らずという譏を受くるも弁解の辞之れなきものにして遺憾の極みなりと云うを得べし、故に余は爰に白面をも顧みず此の歯科医学乃至は歯科医師並に歯科医療、歯科医業の如何なるものなるかを説述し

表 2 明治末期から大正初期の東京市歯科医師会の状況

明治 43 年	東京市歯科医師会発足
明治 44 年	・ 第 3 回総会「貧困者施療に関する件」の建議 ・ 明治天皇「貧民済に関する勅語」(150 万円下付) 恩賜財団済生会 ・ 9 月実費診療所の設立 (京橋加藤医院での夜間診療)
明治 45 年	第 4 回総会 非歯科医師の取り締まり
大正元年	青年歯科医倶楽部の創設 (11 月 19 日発会) 青年歯科医師倶楽部の建議: 歯科学報 18 (4), 大正 2 年 4 月 青年歯科医師倶楽部にては医師にして歯科医業を営むは歯科医師法違犯なりは……日本歯科医学会東京市歯科医師会の文部省に対する建議に賛同し更に同会喜多見、石橋の両氏は文部省に出頭し意見を陳述し併せて両会に対し一層の奮起を望む為め左の建議書を両会に提出せられたり……
大正 2 年	東京市歯科医師会定期総会「医師の歯科医業に対しての建議書」に青年歯科医倶楽部は賛同。(3 月 27 日) 喜多見、木多村提出の「歯牙清掃部特設に関する建議書」提出するが拒否される これ以降の青年歯科医倶楽部に関する記録は見あたらない 大正 2 年 11 月の「歯科学報」の退職の公示が見られる。
歯科医師試験規則制定 (9 月 19 日文令 28)	

以て是等と医学及医業等の関係を明らかにせんとするものなり。」

一、医学と歯科医学

「医学と歯科医学との関係を単に歯科は医学の一分科なりと云ふ解釈の下に眼科耳鼻咽喉科等と同一視する者あり実に誤りも甚しきものなりと言はざるべからず、歯科医学が医学の一分科なることは誰も是認する処なるも是れを眼科及耳鼻咽喉科等の専門分科と同視すべからず、蓋し歯科医学は眼科耳鼻咽喉科等と異なり一の独立専門分科なればなり、今此分科に二種ある以所を詳述すれば眼科耳鼻咽喉科等に於ては純然たる医学範囲に属するは無論総てのものが其の学術系統を同ふすると同時に基礎学科に於ても何等異なることなく総てが相関連しあるものなり然るに独立専門分科たる歯科医学は一般医学と相関連しあると同時に他方に於て工芸学と関連しあり、即ち歯科医学上の補綴的技術は工芸学の知識に依て完成せらるるものなり。……往古より斯く分離独立して進歩したる事明かなり故に今此所に歯科医学とは何ぞやてふ問題起らば余は明かに答へん、即ち歯科医学とは医学及工芸学を基礎とし其学識と技能とを応用

して歯牙の保全を計ると同時に其附近組織に来るところの爲害作用の原因救治及予防を研究し以て其目的を遂行するものなり今茲に医学と歯科医学の関係を表に示さば次の如し。……今此の表を含味せば誰人も歯科医学の何たるを領解すると同時に其の独立専門分科たる学術なる事を了知するに容易なる可し。」

本文中には、奥村鶴吉が佐藤運雄と数回にわたって激論をたたかわした、医歯一元論・二元論に関しての「歯科医術及医学の本義並びに分科に就て」のなかにある表(表 3)(歯科学報、明治 37 年 4 月)が主に参照されているようである(表 4)。

二、法律上に於ける医師及歯科医師の資格

(一) 医師の資格

「医師とは医師法第一條に規定せられたる学術上の資格と及内務大臣の免許を有する者を云ふ者にして医業を為す事を得る者也然るに同じ医師とは云へ歯科医師は此の第一條規定に該当する者にあらざれば決して医師と云ひ難きは勿論国家が学者として学位称号を興へたる医学博士に於ても此の第一條に規定したる学術上の資格と内務大臣の免許を有せざる者は決して医師にあらず従て其学

表 3 医学と歯科医学との関係
(本文中3頁より)

学 醫 科											
基礎											
解剖学	組織学	生理学	化学	病理学	薬理学	細菌学	衛生学	医事統計学	審美材料学	齒科材料学	齒科金工学
歯科	歯科	歯科	歯科	歯科	歯科	歯科	歯科	歯科	歯科	歯科	歯科
(一) 療病上應用科 臨床醫	(二) 衛生上應用科 衛生學	(三) 法律上應用科 法醫學	(四) 衛生上應用科 衛生學	(五) 法律上應用科 法醫學	(六) 衛生上應用科 衛生學	(七) 法律上應用科 法醫學	(八) 衛生上應用科 衛生學	(九) 法律上應用科 法醫學	(一〇) 衛生上應用科 衛生學	(一一) 法律上應用科 法醫學	(一二) 衛生上應用科 衛生學

表 4 奥村鶴吉の提示した歯科
医学論

学 醫 科 齒 粹 純											
基礎											
1. 解剖学 (肉眼的)	2. 組織学 (顕微鏡的)	3. 胎生学 (發育を論究す)	4. 生理学 (正調生活状態を論究す)	5. 細菌学 (其形態並に生物學的性質を論究す)	6. 病理学 (變調生活状態即ち疾病を論究す)	7. 藥物学 (主として化學的の治療劑を論ず)	8. 材料学 (主として充填及義齒の材料を論ず)	9. 治療術 (疾病の診断及恢復技術を含む)	10. 手術学 (疾病の痕跡の補綴は一齒の局所に行はる)	11. 技術学 (疾病跡及畸形の補綴)	12. 矯正学 (解剖的位置の修復 從つて1, 2, 3, より獨立す可し)
1. 胎生学 (發育を論究す)	2. 組織学 (顕微鏡的)	3. 胎生学 (發育を論究す)	4. 生理学 (正調生活状態を論究す)	5. 細菌学 (其形態並に生物學的性質を論究す)	6. 病理学 (變調生活状態即ち疾病を論究す)	7. 藥物学 (主として化學的の治療劑を論ず)	8. 材料学 (主として充填及義齒の材料を論ず)	9. 治療術 (疾病の診断及恢復技術を含む)	10. 手術学 (疾病の痕跡の補綴は一齒の局所に行はる)	11. 技術学 (疾病跡及畸形の補綴)	12. 矯正学 (解剖的位置の修復 從つて1, 2, 3, より獨立す可し)
1. 胎生学 (發育を論究す)	2. 組織学 (顕微鏡的)	3. 胎生学 (發育を論究す)	4. 生理学 (正調生活状態を論究す)	5. 細菌学 (其形態並に生物學的性質を論究す)	6. 病理学 (變調生活状態即ち疾病を論究す)	7. 藥物学 (主として化學的の治療劑を論ず)	8. 材料学 (主として充填及義齒の材料を論ず)	9. 治療術 (疾病の診断及恢復技術を含む)	10. 手術学 (疾病の痕跡の補綴は一齒の局所に行はる)	11. 技術学 (疾病跡及畸形の補綴)	12. 矯正学 (解剖的位置の修復 從つて1, 2, 3, より獨立す可し)

位は有するも決して医業を為す事を得ず、故に医業としての治療行為は新刑法第二十五條に云ふ所の「正当の業務に因り爲したる行為」とは認められず従て若し此行為ありたる時は医師法第十一條を適用さるるは明かなるものなり然るに歯科医師は別に規定されたる所の資格及内務大臣の免許を有するを以て歯科医業として歯科治療上医業上の治療行為の一部を為し得るものなり、……」とあり、歯科医師法ができたことから医師と歯科医師とは全く別のものであることを力説している。

(二) 歯科医師の資格

「歯科医師とは歯科医師法第一條に規定されたる所の学説上の資格と及内務大臣の免許を有するものにして歯科医業を為す事を得るものなり然るに医師は医師としての学術上の資格及免許を有するも歯科医師としての学術上の資格及免許は有せざるものなり即歯科医師法第一條規定以外の者なり従て医師は歯科医師にあらずると同時に歯科医業をなし得ざるものなり、然るに医師は人の生命

を預る以上歯科医業上の治療行為の一部を為し得るは歯科医師が医業上の医療の一部を為し得ると同一なり、然るに単に医師が人命を預る者として歯科医療の全般否な歯科医業を為すの資格は法律上にも又学術上にも是れを有せざるものなり、是れと同時に学位称号を有し又歯科医学専門学校教授或は大学の歯科教授とは云へ歯科医師にあらずる以上は決して歯科医療否歯科医業を為す可からず、蓋し是等の人は単に歯科医学者にして歯科医師としての資格を有せざればなり、……即ち医師は医師法第一條規定の資格を有して始めて其の施行規則により医籍に登録せられ医師免許証は受領し得るも是れ直ちに歯科医籍には登録し難く従て歯科医師免許を受領し難きものなり此の点に於ても医師と歯科医科医師が各独立のものなる事明瞭にして又同時に此の両者が法律規定の上下の懸隔なきは明かなり。」とまさに医師・歯科医師は対等の資格であり、人命を預かる者の資格として、なんら上下関係はないという論点はみごとな考証で小気味いい。

三、医療と歯科医療

「……医の施術は其の原因を探究し病理を極め是れに由て治療の法則を定め加療以て患者の苦痛を救い人命保護の大責任を完し得るものにして単に俗間に行う治療行為又は按摩鍼灸等の如き營業的治療行為とは其趣を異にするものなり、即ち医療は營業的のものにあらず済生利民を以て其職と爲し若し病苦に患む者あらば中心慈愛の誠意を以て医術を施し其苦痛を救ひ健康を保全するものなり、以て昔日よりして是れを仁術とは云ふなり然るに同じ仁術なるも医療と歯科医療は無論其意義に於ては何等異なるところなきも其術式に於て多少是れを異にす、即ち医療は異常の生理的現象を恢復せしむれば其多くは機能的障害の残存する事なし唯稀に上下肢或は一部組織機関の消失したるなど所謂癱疾に於ては無論機能障害を残すものなるも是れは常に是れを恢復せしむる事を得ず若し又恢復する事を得るものあるも是は其機能簡單なるものにして医師にあらず所謂技工師の手にて補綴し得るものなり、然るに歯科に於ては常に疾病治療と同時に機能障害の恢復或は疾病再発予防の爲めに常に補綴所置を必要とするものにして而も是れが裝飾的の義眼或は単に僅に歩行に足るが如き不完全なる義足などと同視す可からず即歯科に於ける補綴所置たるや口腔に於ける種々の機能障害例ば発音言語、食物摂取、咀嚼、運動の障害或は喪失を改善或は恢復せしむると同時に疾病を予防し且つ又顔貌の醜変を改善して而も是れが審美的ならざるべからず又時として嚥下運動の障害をも歯科の補綴と同時に恢復せしむる事の必要を生ずる事あるものにして実に複雑なる技術を有するものなり、……医学専有学科以外に多方面の学識を要すると同時に巧妙なる技術家ならざるべからず然らざれば完全なる歯科補綴は施し得ざるものなり是れを要するに医療なる意味に於ては何れも異なるところなきと同時に医療と歯科医療を明了には區別し得ざるも医療に於ては常に此の補綴所置随伴するものにあらず換言すれば医師の施す医療は主として疾病其ものに向ての直接治療なるも歯科医の施す治療は直接の疾病治療と同時に及す此の補綴を必要とする者にして此の点に於て歯科治療は医療と異なる学識と必方法術式を有せり蓋し独立専門分科たるの所以なり。」と結んでいる。

補綴学の特徴と歯科独特の技術論と機能回復を論じている。歯科医療の特徴を全面にだすため論功とした点であり、当時の数多くの識者が同様に述べている。

四、医業と歯科医業

「……即ち此の療と業は明確に區別す可きものにして決して混同す可からざるものなり、蓋し医療は學術上の応用なれば之は決して明瞭に區別し得ざるも医業なるものは法律規定に基くものなるによりて之は明確に區別し得るものなり……歯科医学は医学の一分科なれば医師免許を有するものは直ちに歯科医業を爲す事を得と而して其理由とするところは医術開業試験規則に於て医師試験科目と歯科医師試験科目とを區別したる所以のものは歯科医師の業が医師程の知識を要せざるが故に特に其科目を軽減する趣意に出でたるものなり……」と医術開業試験規則について述べながら、さらに「……医師及歯科医師の業務関係は此試験規則に由て規定したるものにあらず、別に定むる所の医師法、歯科医師法、及医師法施行規則、歯科医師施行規則に由りて規定しあるものなり即ち医師、歯科医師は共に各異なる法律規定に由りて各異なる資格を有し又各異なる医籍を有す、従て又異なる登録をなすと同時に異なる権利と義務を有するものなり……」と続けられ、高等文官試験と郡区長試験との対比、弁護士と特許弁理士との対比を例にしながら、医師と歯科医師との「術」においては重複する部分はあるが「業」において混同してはいけないことを力説している。まさに、医歯二元論である。

第二、織田法学博士の医師法疑問の一に就て

「法学博士織田萬氏は医師法に関する疑問と題して解釈上の疑問の第一に医師は歯科医師を兼ねることを得るかとして此は肯定的に兼ねることを得るものとせり、而して其理由は歯科医に要する知識は医師に要する知識以外特別に之を要するものにあらずして其一部分に過ぎざるなりと云うにあり、医術開業試験規則第七條の歯科試験科目を以て之を論ぜり、殊に歯科治療学及び歯科技工学は單純なる技術に止まりて特別なる學問上の知識を必要とするものにあらず、故に試験に於ても実地試験なるものはあるも此は主として知識を試験するものにして技術の巧拙を試験証明するものに

あらずとし、法律問題としては一般医師は全部にして歯科医術は其一部なりと論断せられたり、之れ其根本を明らかにせず枝葉を論じ以て根本解釈をなしたるものにして決して正当なる論議とすべからず、詳言すれば医学及歯科医学の何たるを解せずして単に法律学上の見解よりして歯科医学の内容までも解釈したるものと謂わざるべからず、何となれば医術開業試験規則の学科目に由て医学及び歯科医学を論じたるものなればなり殊に吾人が奇怪に感ずるは法律問題としては一般医師は全部で歯科医術は一部であると言うことを妨げぬと云うの一句なり、医学及歯科医学を辨えたる吾人は此の法律学者の意見に感服することを得ず、依て聊か愚見を述べ高教を仰がんと欲するものなり。」の書き出しである。

この織田法学博士の供述した原本は渉獵し得なかった。しかし、本書の序（緒方産婦人科病院緒方相山識）に「……歯科医師方面にありては先年の扁桃腺問題の如き或いは……拔牙致死問題の如き尚甚しきに至りては怪僧濱口熊嶽の如きあり盛に歯科業権を侵害しつつあるに非ずや……」とある。

ここに述べられている扁桃腺炎とは、明治45年（1912年）歯科医師が扁桃腺炎を治療したことに対して医師法違反にあたるとして京都地方裁判所が京都府医師会に諮問した件と思われる。府歯科医師会は歯科医師の業務範囲内、府医師会は歯科医師の治療範囲内ではないという見解を示したのである。内務省の意見は「歯牙に帰因せずして起こりたる扁桃腺炎は、従来の慣行上歯科医師の治療すべき範囲に非ざれど、歯牙に原因せる扁桃腺炎は此限りにあらず」としたことから、京都地検は歯科医師を不起訴にした事実である。また、同じようなことが昭和3年（1928年）に歯科医師が急性扁桃腺炎の治療と診断書を作成し問題となったことがある。歯科医師の守備範囲を超えてはいるが口腔内にある処置は歯科医師の業務範囲内であるとして罪を問われていない。しかし、大審判例でないことから口腔内の疾病であれば歯牙に関係のない疾患も業務の範囲に属するものと確定したのではないという⁷⁾。繰り返されてきた歯科医業と医業のせめぎ合いである。

以下に全文を記載した。

一、医師は歯科医師を兼ねることを得ると云うの意見に対して

「吾人は絶対的に之に賛同することを得ず蓋し医師とは医師法第一條に規定するところの学歴上の資格を有し且つ内務大臣の免許を有する者の称呼なり如何に医師法を解釈せば医師兼歯科医師と称することを得るや、吾人は不幸にして未だ斯く解釈すべき条文あるを発見せず、余輩の見を以てせば医師法及び歯科医師法共に対立制定しある以上医師は医師なり歯科医師は歯科医師なり医師法を如何に巧妙に解釈するも曲解せざる以上医師兼歯科医師とは謂い得ざるなり、何となれば歯科医師は歯科医師法第一條に規定するところの学歴上の資格を有し内務大臣の免許を得て歯科医籍に登録したるものにして例令医師たりとも之に該当するものにあらざれば決して歯科医師と謂い得ざる也。」

二、歯科医学は医学の一部分なりと云う意見に対して

「歯科医学は医学の一分科なることは何人も承認するところなり、然れども歯科医学は他の分科と全く其趣きを異にする特別なる独立専門分科なり、即ち其學術の系統を異にす、詳言すれば医学中歯科を除く他の分科は學術の進歩に由て漸次分立したるものなるも歯科医学は元始的に独立して進歩発達したるものなり、蓋し歯科医学は一面に於て一般医学と聯関すると同時に他の一面に於ては之れと全く聯関せざるところの學術を有するに起因するや明かなり、即ち歯科に於ける療病的所置は医学に依て補綴所置は工芸学に依て完成さるものにして而も此は応用歯科学上常に決して其一を缺くべからず、故に若し織田博士の意見の如く歯科医学は単に医学の一部分なりと云う者あらば其れは医学の何たる又歯科医学の何たるを了解せずして早計にも歯科医学を断定するものと謂わざるべからず、故に余は医学及歯科医学なるものを表に由て現し以て歯科医学が医学の範囲にありて而も他の分科と異なる特別の専門分科なることを明了にせんと欲す。（三頁の図表参照）此の図表による時は医学においては一種の基礎学科と三種の応用学科を有するも歯科医学に於ては甲乙なる二種の基礎学科と五種の応用学科を有せり即ち歯科が医学の一分科とは云え他の分科と其趣きを異にする所以たるや基礎学科に於て乙なる工芸学

的方面の學術を有すると同時に其応用学科中(二)なる補綴上応用科と(三)なる矯正上応用科を有するにあり、蓋し齒科医学に於ける此の工芸的學術は一種特別のものにして齒科技工学、齒冠継続及架工術並に充填學、矯正齒科学等は明らかに一学科を為しあるものなり、從て其系統を異にす即ち學術の紀元及進歩發達を異にするものなり、今此の表を玩味せば誰人も齒科医学の如何なるものなるかを了解すると同時に其獨立専門分科なることを知るに容易なるべし。」

三、齒科治療及齒科技工学は單純なる技術にして特別に學問上の知識を要せずとの意見に対して

(一) 齒科治療學とは齒牙及其近接組織器関の疾病の診斷治療並に齒牙實質欠損の補綴等を講究するところの一学科也故に現今は之れを齒科治療學及齒科手術學の二に分ちて論じ前者に於ては齒牙及其近接組織器関に來る疾病の直接治療法を論じ後者に於ては其れ等疾病に隨伴する就中齒牙疾患に殆ど常に必發的に來る齒牙實質欠損に向て之を補綴する方法即ち間接治療法を論ず、而して此の齒科治療學なるものは齒科応用學中最も広汎なるものにして其治療學及手術學以外に猶を矯正齒科学及口腔外科学をも一部包含さるところのものなり故に又其關係学科の広きこと齒科学中第一を占め一般医学中に於いて決して講究することを得ざる又今日まで講究したることなき特殊のものにして何れの著書を繙くも一般医書中に決して發見し得ざる一学科なり。

(二) 齒科技工学とは齒科手術學中に於て補綴し得ざる齒牙一部の實質欠損及其喪失並に顎骨口蓋の欠損を補綴するところのものなり換言すれば補綴的齒科学なり故に補綴所置が手術範圍にある者は手術學的補綴と云い技工的範圍にある者は技工學的補綴と稱す而して此の技工學的補綴は單に義齒を主とする技工學のみならず齒冠補綴及架工術、矯正齒科学、及口腔外科学(直接療法上)等に有要のものなれば其學理広汎深遠にして其技術の精微複雑なることは言辭に蓋し難きものあり從て齒科医学を論ずる者必ず齒科医学に精通しあるは無論又補綴的齒科学を論ずる者又必ず其理論に通ずると同時に實際に手術し得る者にあらざるべからず、之れ齒科医学が獨立分科たる所以なり。

四、醫術開業試験は主として學術試験にして技術の巧拙を試験するものにあらざとの意見に対して

醫術開業齒科試験の學術試験は學術を主とするも實地試験に於ては技術試験にして主として技術を実際に試験するものなり故に受験者は實際に患者に就きて診察して其診斷の理由及所置方法を述べ次に技工學的補綴を実際に同時に其理論を述べ而して其實際に行いたる技術が齒科醫師としての技倆を有する者にして又學理に反せざる者なるとき始めて合格する者なり若し此の技倆を試験せずして齒科醫師なる者を出さんか齒牙衛生なるものは寧ろ破壊さるるものなりと謂わざるべからず。

五、義齒を箱むる類の技工に属することは實際に齒科医にあらざして行ふものあるまじとの意見に対して

醫師は醫療上齒科医業の一部(療病的処置)を行ひ得るものなり否な寧ろ其技能を有せざるべからず、然るに齒科医業は之を行ふことを得ず、醫療と齒科医療とは明確に區別し得ざる又區別すべからざるものなれども國家が制定したる法律に基く醫業及齒科医業なるものは明らかに區別し得る又區別せざるべからざるものなり、共同生活上其秩序を保つべく國家が齒科醫師法を制定して齒科醫師なるものの資格を規定し又其義務責任を明らかにし同時に齒科医業を為すことを認可したる以上何人と雖ども此の齒科醫師たるの資格を有せずして齒科医業を為すことを得ず、たとえ醫師たりとも齒科醫師法第一條に該当するものにあらざる以上決して齒科医業を為すことを得ざるものなり、之れ前述したるが如く齒科が獨立の専門分科たる以上決して一般医育中に於て修得しがたく又今日医育機關上齒科的教育の設備なくして特別に齒科医育機關存在しある所以なり、然るに近來諸所に於て相當の位置を有する醫師が齒科専門の表札を掲げて齒科治療否な齒科医業を為し又私に齒科技術師なる者を設け之れに技工的補綴を行わしむる者あり、而して門前雀羅巢を張らんとするの醫師は之れに倣わんとする者多く未だ齒科専門と稱する者は多数ならざるも今日最も多き非齒科医を雇傭して私に齒科医業を為す者益々増加しつつあり殊に東京大阪に於ては堂々と齒科なる専門家名を以てするものあるを見る博士は此れ等實際を調査せずして此の言をなしたるものに外ならず余

輩は事実を以て之を否定証明することを得るものなり。

六、歯科上の治療に関することは一般医師が之れを行うも決して不法に非らずとの意見に対して

医師が医療上歯科医業上の一部なる療病的所置を行うは博士の意見に同意するも歯科専門と称し歯科医業を為すことは断じて之を許すべからざるものなり即ち学術上よりするときは其技能を有せず法律上よりするときは其権能を有するものにあらざればなり医術と医業とは決して混同すべからざるものなり。

七、法律問題として一般医師は全部で歯科医術は一部であると云う意見に対して

前述したるが如く法律上医師は医師なり歯科医師は歯科医師なる以上一般医師は全部にして歯科医師が其一部なりとは謂うを得ざるなり殊に歯科医術とあるも恐らく誤植ならん若し之れ誤植にあらざれば更に論ずるの価値なきものなり。

当時の時代背景を考えてみると、明治 39 年 (1906 年) に医師法、歯科医師法が制定された。しかし、医師と歯科医師との業務範囲について明確な法文はなく度々内務省に疑義がなされた。当時は医師に対して歯科医業を禁止する意はなかった。大審院判決で「歯科医師の免許を受けたる者は唯歯科医たるに止まり普通医業を為すことを得ざるも之に反して普通医師の免許を有する者は当然歯科医業を為すことを得」である。日本聯合歯科医会は大正 3 年 4 月にこの問題に対しての陳述書を提出している⁷⁾。歯科医師養成のための教育機関は東京歯科医学専門学校、日本歯科医学専門学校、大阪歯科医学専門学校の 3 校のみ、それ以外は歯科医師試験に合格した者であり⁸⁾、歯科医師数はわずか 5,300 名足らず⁹⁾ に対して医師数約 42,000 名¹⁰⁾ の時代である。そんな劣勢な状況にも関わらず真っ正面から勝負を挑んでいる。歯科医師法から歯科医師の身分について医師に何ら臆することなく対等な立場から論功した証左であろう。

第十、抜歯致死事件に就て

「歯科医学の研究は歯科学界に於て自由に討議攻究すべき者なるが、其の応用たる歯科医業に至

ては一つの社会現象であるから吾人歯科医師は其の学術の研究と同時に歯科医学と社会及び自己との交渉に就て常に慎重なる注意を拂わなければならぬ。又之と同時に此社会現象たる歯科医業を規律する其の法制に就ても充分に会得して居らなければならぬ。然らざれば歯科医業本来の意義を発揮し且つ其の目的を遂行することは出来ない。若し歯科医師にして此の意義目的に悖るものがあるとしたらば其は真の歯科医師と称することは出来ぬと断言して憚らない。されば歯科医業とは如何なるものであるかと言うに歯牙を中心として其の隣接組織機関の疾病の予防救治療法に従事するものを言うのである。換言すれば吾人々類の歯牙の保全を企図して身体を健康を維持し以て人類の幸福を増進し延ては国家社会の福祉を円満ならしめんとする公益的の学術的高等職業である。従て普通世人の視るが如く利益を目的とする職業でないと同時に決して営業ではない故に国家は一般には決して付与せない特別の権利を吾人に興えて而も営業税なるものは徴収せない。即ち国家が吾人に付与した特別の権利とは一般には刑法の罰する他人身体を傷害である。此の他人身体を傷害を歯科医業上に於ては正当の行為なりとして除外し之れを罰せざるは吾人歯科医師と他は医師あるのみ……吾人に斯様な理由の下に此の特別の権利を興えた所以は歯科医師は学識技能を有し且つ人格素養を有する識者であると是認し以て爰に此の権利を興えたのである。故に吾人歯科医師たるもの此の権利を有すると同時に又大なる責任あるを忘れてはならない。即ち患者の診療治療に際しては其の方法術式常に必ず学理に適い周到なる注意の下に施術し決して過誤あるべからざるは無論、常に衷心慈愛の誠心的行為でなくてはならない。……屡診療過誤問題の惹起するを耳にす。実に遺憾の極である。殊に抜歯致死事件の如きに至っては看過すべからざる大問題である。余は爰に歯科医業上の過失即ち歯科診療過誤なるものは如何なる場合に於て惹起するかを此の抜歯手術に於て具体的に説明するものである。」と述べ、

一、氏名年齢の記載と既往症の診査

二、病名の記載と診断

三、療法の記載と其の術式

(一) 手術に就ての診査

(二) 手術

- イ、患者の消毒
- ロ、術者の消毒
- ハ、器械及材料の消毒
- ニ、薬品

について、当時における麻酔薬の使用法と消毒法についての詳細な注意事項が記されている。

これらは現代においても、歯科医師に要求される「善管注意義務（善良なる管理者の注意義務）」の問診義務、説明義務（同意義務）、結果予見義務、結果回避義務、および転送（医）義務のことをさしている。

さらに、「……吾人は歯科医学の研究は無論其の業務上に至ては社会との交涉及之れを規定するところの法制に就ても充分研究会得すると同時に歯科医師としての道義に背てはならない抑も済世利民を以て目的とする歯科医師が為し得る注意を為さずして患者を苦しめ殊に致死せしむるに至ては言語道断沙汰の限でない。実に歯科医師にして歯科医学を害し歯科医薬を毒するの甚しきものである。某所に於ける致死事件の如き此の好適例である。吾人は前車の覆るを見て之れを戒め以て學術に技能に設備に且つ術式方法に遺漏なく極めて細心注意して決して過失なきを保し、以て歯科医業本来の真意義を発揮し且つ其の目的を遂行すべきものである。」と本書を結んでいる。

昨今、医療過誤が多いなかまさに「前車の覆るは後車の戒め」の格言のとおり学ぶべき点である。

IV. まとめ

喜多見行正著「歯科医業と法律全」（大阪、歯海公論社）の内容、特に「医師と歯科医師との関係」「織田法学博士の医師法疑問の一に就て」「拔牙致死事件に就て」の項について述べた。

明治 39 年（1906 年）に歯科医師法は成立した

が、本書が発行された大正 8 年（1919 年）まで 10 年余の歯科医師のおかれた状況について知ることができる。また、この間における歯科医師地位向上のための努力はもちろん、医療・医業に対しての歯科医療・歯科医業の定義付けだけでなく関係規則の熟知することを徹底するという先人の並々ならぬ努力を感じる。

（本文中の旧漢字、かな使いは一部新漢字、かな使いに直して記載した）

文 献

- 1) 榊原悠紀田郎：歯記列伝 喜多見行正、クインテッセンス出版、東京、1995、155-160
- 2) 歯科学報社：雑報 而立会総会、歯科学報、19（8）、1914、p51
- 3) 喜多見行正：織田法学博士ノ医師法ノ疑問ノ一ニ就テ、歯科学報、歯科学報社、18（10）、1913、1-12
- 4) 喜多見行正：歯科ト貧民救療ニ就テ、歯科学報、歯科学報社、16（9）、1911、31-45
- 5) 東京都歯科医師会編著：東京都歯科医師会七十年史、口腔保健協会、東京、1968、98-104
- 6) 歯科学報社：雑報人事、歯科学報、18（11）、1913、p69、74
- 7) 日本歯科医師会歯科医事衛生史編纂室：歯科医事衛生史後巻 第 1 編 第 9 章 第六節 歯科医業の範囲、東京、1958、196-202
- 8) 今田見信、正木 正：日本の歯科医学教育小史 総論 歯科医学の歩んだ足跡、医歯薬出版、東京、1978、3-30
- 9) 榊原悠紀田郎：歯科医学史講義要旨 歯科医師数の推移、1990、140-145
- 10) 日本医師会：日本医師会小史 第 31 回 大正期の医師数、医学校の推移、日本医師会雑誌、95（1）、1986、117-119

著者への連絡先：加來洋子

〒 271-8587 松戸市栄町西 2-870-1
日本大学松戸歯学部歯科
麻酔・生体管理学講座

Tel & Fax：047-360-9439